

金融資産・負債の範囲と内容

1 調査の範囲と内容

- 金融資産残高（貯蓄現在高）とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金（利子を含む。）、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。
- 金融資産残高は、その種類によって金額の評価方法が異なる。
 - ・生命保険・損害保険・簡易保険　：加入してからの払込総額
 - ・株式及び投資信託　：2019年10月末日現在の時価による見積額
 - ・貸付信託・金銭信託及び債券　：額面金額
- NISA（少額投資非課税制度）やiDeCo（個人型確定拠出年金）については、制度によらず、購入したものの種類（株式や投資信託など）によって、それぞれ該当する項目に含めている。
- 金融負債残高とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

金融資産・負債とするもの	金融資産・負債としないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 単身赴任・出稼ぎなどで離れて暮らしている人の貯蓄・借入金（世帯内で管理している分） ● 個人営業のための分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現金のまま保有しているいわゆるタンス預金 ● 知人等への貸金 ● 公的年金や企業年金の掛金 ● 手持ちの現金

2 金融資産・負債の内容及び注意事項

項 目		内容及び注意事項
金 融 資 産	預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ● 期間の定めがなく、出し入れ自由なもの ● 普通預金、当座預金、通常貯金、通知預金など
	定期性預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定期間預け入れておくもの ● 定期預金、積立定期預金、定期積金など ● 定額貯金、定期貯金、財産形成貯金など

項 目		内容及び注意事項	
金 融 資 産 （ 続 き ）	生命保険 など	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社の終身保険，普通養老保険，こども保険，個人年金保険など ● 農業協同組合などの終身共済，養老生命共済，こども共済，年金共済など ● 掛け捨ての保険は含めない
		損害保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災保険，傷害保険のうち，満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険，積立生活総合保険など ● 積立型介護費用保険 ● 掛け捨ての保険は含めない
		簡易保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている養老保険，終身年金保険，夫婦保険など ● 掛け捨ての保険は含めない
	有価証券	貸付信託・金銭信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託銀行に信託して運用する貸付信託，金銭信託
		株式	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年10月末日現在の時価で見積もった額
		債券	<ul style="list-style-type: none"> ● 国債，地方債，政府保証債，金融債など
		投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式投資信託，公社債投資信託など ● 2019年10月末日現在の時価で見積もった額
	（再掲）年金型貯蓄	その他（社内預金など）	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行の「金投資口座」，証券会社の「金貯蓄口座」など，金融機関で上記以外の貯蓄 ● 社内預金，勤め先の共済組合，互助会（冠婚葬祭を目的としたものを除く）など金融機関外への預貯金
			<ul style="list-style-type: none"> ● 財形年金貯蓄，個人年金信託，個人年金保険など，将来定期的に定められた額を受け取る制度がある貯蓄 ● 公的年金（厚生年金，国民年金，共済年金）や企業年金（確定給付年金，厚生年金基金など），国民年金基金は含めない
	金 融 負 債	住宅・土地のための負債	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅を購入，建築あるいは増改築したり，土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高
住宅・土地以外の負債		<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に必要な資金（教育ローンなど），個人事業に必要な資金（開業資金，運転資金など）を借り入れた場合の未払残高 	
月賦・年賦		<ul style="list-style-type: none"> ● 乗用車や衣類などを月賦・年賦（分割払い）で購入した場合の未払残高 	

家計の住宅・宅地資産の価額評価方法

住宅及び宅地を対象として、世帯ごとに2019年10月末日現在で推計した。また、住宅・宅地資産に純金融資産（金融資産残高－金融負債残高）を加えて純資産総額とした。

1 住宅資産の評価方法

○ 現住居の住宅及び現住居以外の住宅（共通）

現住居の住宅の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

住宅の延べ床面積（㎡）×都道府県、住宅の構造別1㎡当たり建築単価×住宅の構造、建築時期別残価率

- ・住宅の構造：木造，防火木造，鉄骨・鉄筋コンクリート造，その他
- ・建築単価：国土交通省「建築着工統計」（2019年）の居住専用住宅の工事費予定額及び床面積から算出
- ・残価率＝ $(1 - \pi)^n$
 π ：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた定率法による償却率
 n ：建築時期からの経過年数

2 宅地資産の評価方法

(1) 現居住地の宅地（全国単身世帯収支実態調査の調査世帯を除く。）

現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

所有地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

借地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価×借地権割合

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した各調査単位区の1㎡当たり評価額（「地価公示」又は「都道府県地価調査」から、各調査単位区に近い3地点を抽出し、距離の逆数により加重平均して評価額とした。）
- ・借地権割合：宅地が借地（地代を支払っている。）の場合、住宅の構造が「木造，防火木造，その他」については0.5，「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6を借地権割合とした。

(2) 現居住地の宅地（全国単身世帯収支実態調査の調査世帯）

現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

所有地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

借地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価×借地権割合

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した市区町村別の1㎡当たり評価額

(全国単身世帯収支実態調査は市区町村単位で現居住地を把握しているため、「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住宅地、宅地見込地」を抽出し、市区町村別の中位数を計算して評価額とした。)

- ・借地権割合：宅地が借地（地代を支払っている。）の場合、住宅の構造が「木造、防火木造、その他」については0.5、「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6を借地権割合とした。

(3) 現居住地以外の宅地

宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した市区町村別の1㎡当たり評価額
(所在地の調査を市区町村名のみで行ったため、「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住宅地、宅地見込地」を抽出し、市区町村別の中位数を計算して評価額とした。)

なお、「地価公示」及び「都道府県地価調査」はそれぞれ年に1回の実施であることから、それぞれ2時点の評価額を用いて2019年10月末日の評価額となるよう時点調整を行っている。